

固定資産相続人代表者（兼現所有者）指定届

年 月 日

かつらぎ町長 様

届出人（相続人代表者又は相続人）

住 所

氏 名

電話番号

被相続人との続柄

地方税法第9条の2第1項の規定による被相続人にかかる徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者、また、地方税法第343条第2項の規定による固定資産を現に所有する者の代表者として下記のとおり届け出ます。

なお、この届出の内容について問題が生じた場合は、当方において解決します。

相代 続表 人者	氏 名	※ 届出人と同じ場合は相続人代表者欄記入不要		被 相 続 人 と の 続 柄	
	住 所			電 話 番 号	()
被 相 続 人	氏 名			死 亡 日 年 月 日	年 月 日
	死 亡 時 の 住 (居) 所				
相 続 人 (届出人及び代表者以外の方)	氏 名	被 相 続 人 と の 続 柄	住 所	備 考	
相続登記の予定の有無		完了済み ・ 予定あり (年 月頃) ・ 予定なし			
摘 要					

>>>>>裏面もご覧ください。

※注意事項

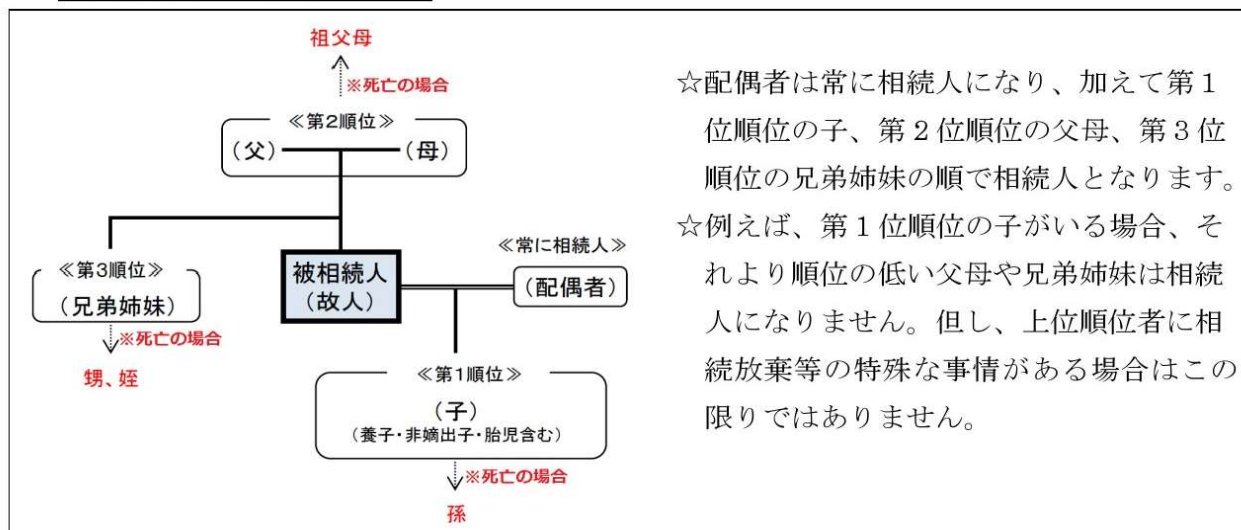
- 1. この届出は、相続人全員の同意を得たうえで提出してください。
- 2. 相続人及び相続人代表者の欄への記入は、本人の了解を得ている場合、代筆でも構いません。
- 3. この届出は、固定資産税等の納税に関するもので相続を確定するものではありません。

固定資産相続人代表者(兼現所有者)指定届について

- 固定資産税及び都市計画税は、毎年1月1日現在の所有者に対し課税されますが、所有者が死亡した場合で相続登記が完了していない場合は、1月1日時点でその資産を現に所有している者（相続人）に対して課税することとなっています。

（地方税法第343条第2項、同702条第2項）

● ご注意頂きたい事項について



- (1) 固定資産相続人代表者（兼現所有者）指定届は、固定資産税及び固定資産税の納税に関するものであり相続を確定するものではありません。
- (2) この届出を提出いただけない場合、町が相続人代表者（兼現所有者）を指定させて頂く場合があります。
- (3) 相続により不動産登記の名義を変更するためには法務局への登記申請が必要となりますので、詳しくは専門家（弁護士、司法書士）にご相談下さい。

また、未登記家屋の名義を変更する場合は、この届出とは別に税務課での手続きが必要となります。

※ 長年にわたり相続登記をせずに放っておきますと、後々スムーズに登記を行えなくなる可能性もでてきますので、お早めに行うことをお勧めいたします。

● 固定資産税・都市計画税納税通知書の送付・納付について

- (1) 民法898条及び地方税法第10条の2の規定により相続権を有する全ての方が納税義務者となりますが、固定資産税・都市計画税納税通知書は相続人代表者の方に送付いたします。
- (2) 相続人代表者から町税口座振替依頼が出されている場合は、被相続人名義の固定資産税も併せて引落しになります。

* 提出先・問合せ先 *

〒649-7192

和歌山県伊都郡かつらぎ町

大字丁ノ町 2160

税務課 固定資産税係

TEL(代表) 0736-22-0300